

関東甲信越建築士会ブロック会優良建築物表彰規程

第1条 趣旨

関東甲信越建築士会ブロック会（以下「ブロック会」という。）は、各建築士会（以下「各士会」という。）会員の資質の向上に寄与するため、この規程に基づき、各士会の推薦した作品に対し、表彰状ならびに記念品を贈呈し、入選作品集を発行する。

第2条 募集概要

- (1) 表彰を受けることができる者は、各士会に所属する会員とする。
- (2) 原則として、竣工後2年以内ものとし、建築基準法に基づく検査済証の交付を受けている建築物（新築のほか増築、改築、大規模の修繕及び大規模の模様替を含む）、及び用途変更に係る工事完了届が提出されている建築物を対象とする。

第3条 部門

- (1) 「住宅部門」 戸建て住宅、共同住宅、住宅団地
- (2) 「一般建築物部門」 住宅以外のもの

第4条 審査方法、提出書類

各士会の審査及び表彰の基準は各士会毎に定めて良いが、次の事項は各士会共通のものとし、各部門から優良作品各1点を推薦理由を付しブロック会に推薦する。

- (1) 優良建築物推薦書（WORD書式、又はPDF）
- (2) 建築概要書（構造、階数、用途、延べ面積、竣工年月日等）
- (3) 平面図、配置図（率面図）、及び写真（jpg又はtiff等画像データにて）
- (4) 作品集作成用に、受賞者の顔写真、及び200文字程度の経歴等

第5条 ブロック会理事会は、各士会の推薦作品を承認する。

2、各士会は、前項の承認後に当該推薦作品を表彰する。

- 附 則 (1) この規程は、昭和44年8月8日から施行する。
- 附 則 (2) この（改正）規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 (3) この（改正）規程は、平成18年2月11日から施行する。
- 附 則 (4) この（改正）規程は、令和6年10月3日から施行する。

■令和7年度の推薦期間及び承認・表彰関連事項

承認以降～令和8年3月16日（関ブロ事務局に、3月23日までに作品データを送付）

承認 推薦作品の承認：令和8年度第1回理事会（長野県にて開催予定）

表彰式 理事会承認以降、各士会で行う

記念品 関ブロ負担で支給。なお、入賞作品集を令和6年度受賞5作品と併せ制作し、各都県・受賞者に8年6月頃に配布を予定。

（令和6年度表彰県 住宅部門 ：千葉県、神奈川県
一般建築物部門：埼玉県、山梨県、神奈川県）